

同志社女子大学英語英文学会奨学金規程

(目的)

第 1 条 同志社女子大学英語英文学会に所属する学部生、または大学院文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期・後期）に所属する院生で、学習態度並びに成績優秀な者に対し、原則として願い出により奨学金を支給して、その学業の達成を助ける。

(財源)

第 2 条 この奨学金の財源は同志社女子大学英語英文学会奨学基金とする。

(支給額)

第 3 条 支給額は年間 1 人につき授業料の半額以下とする。

(募集・選考)

第 4 条 募集は原則として毎年 1 回秋学期に行い、英語英文学会教員運営委員が選考し決定する。

(返還)

第 5 条 本奨学金について返還の義務はない。

(事務)

第 6 条 本規程運営の事務は同志社女子大学英語英文学会事務局の所管とする。

附則 本規程は、2021 年度より実施する。